

子どもの最善の利益が図られるための 子ども施策の総合的な推進に関する法律案 概要

第一 総則

一 目的

この法律は、子どもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子どもの成長を支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項及び子ども省の設置についての検討等に関する事項について定めることにより、子ども施策を総合的に推進することを目的とすること。

二 定義

この法律において「子ども施策」とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策その他の分野における子どもに関する施策をいい、当該施策の性質上子どものほか若者を対象とすることが適当である場合にあっては、若者に関する施策を含むものとする。

三 基本理念

子ども施策の推進は、次の事項を旨として行われなければならないこと。

- ① 全ての子ども(子ども施策の対象となる若者を含む。三において同じ。)の最善の利益が図られ、その人権を保障すること。
- ② 全ての子どもについて、個人としての尊厳を重んじ、その意見を十分に尊重するとともに、不当な差別的取扱いを受けないようにすること。
- ③ 保護者の経済的な状況により子どもの成長が左右されることのないようにすること。
- ④ 希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、必要な支援が切れ目なく行われること。
- ⑤ 全ての子どもの命を守り、その生存と安全を保障すること。
- ⑥ 全ての子どもについて、その生まれ育った環境や家族の状況、障害の有無等にかかわらず教育を受ける権利を保障するとともに、その成長する環境を整えること。
- ⑦ 情報通信技術の活用等を行うとともに、子育て、教育、福祉等に係る関係者との連携の確保が図られなければならないこと。

四 国、地方公共団体及び国民の責務・法制上の措置等

第二 子ども施策の基本となる事項

一 総則

- 1 子ども施策のための予算の確保
- 2 子どもの権利利益を擁護する独立機関の設置

二 子どもの生活を経済的に安定させるための施策

- 1 児童手当の拡充等
- 2 低所得者世帯の子育ての支援（児童扶養手当の拡充）
- 3 子どもの貧困対策
- 4 養育に必要な費用の支払の確保等

三 希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のための施策

- 1 妊娠、出産、育児及び子どもの成長に関する切れ目のない支援
- 2 不妊治療に係る支援
- 3 待機児童に関する問題の解消等
- 4 仕事と子育ての両立が可能な環境の整備

四 子どもの生存と安全を保障するための施策

- 1 虐待の防止等
- 2 社会的養護の拡充・ケアリーバーに対する支援
- 3 子どもが性犯罪及び性暴力の当事者とならないための取組
- 4 子どもの死亡の原因の調査（チャイルド・デス・レビュー）

五 教育を受ける権利を保障するための施策

- 1 学校教育に係る支援等
- 2 いじめの防止
- 3 子どもの居場所の確保

六 特別の支援を必要とする子どもに関する施策

- 1 特別の支援を必要とする子どもが学び、成長するための支援及び環境の整備等
- 2 ヤングケアラーの負担の軽減
- 3 修学及び就業のいずれもしていない子ども、若者等の支援

七 補則

- 1 子育て等の分野における情報通信技術の活用等
- 2 子育て、教育、福祉等の関係者との連携

第三 子ども省の設置についての検討等

一 子ども省の設置についての検討

政府は、子ども施策の総合的な推進を図るため、子ども省の設置について、子ども省設置推進本部において検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

二 子ども省設置推進本部

1 設置等

子ども省の設置を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする子ども省設置推進本部（以下「本部」という。）を置くこととし、本部の組織等について定めること。

2 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

- ① 一に基づいて子ども省の設置について検討を行うこと。
- ② ①のほか、子ども省の設置及びこれに伴う国の行政機関の再編成で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第三は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。